

御挨拶

理事長 藤城 栄文

日に日に秋の深まりを感じる頃となりました。日ごろから組合員の皆様には、当土地改良区の運営に多大な御理解と御協力をいただいておりますことに感謝と御礼を申し上げます。

さて、今年は豪雨や台風などの大きな災害もなく、実りの秋を迎えることができましたことに安堵するとともに、夏の猛暑により渇水の影響が心配されたところですが、西部地区の農地へ農業用水を供給するかんがい施設の有難さを改めて感じたところであります。

先人のたゆまぬ御努力により西部地区の農業基盤が整備され、土地改良区発足以来、半世紀が経過しております。施設の老朽化が進む中、今年度から県営事業伊那西部3期地区により5ヵ年計画にて施設の更新整備を実施してまいります。今後も施設更新を計画的に実施し、効率的な事業運営のもと、地域農業及び豊かな農業生産基盤体制の確立に取り組む所存であります。

農業は重要な基幹産業であり、食料・農産物の生産はもとより、多面的機能発揮にも大きな役割を果たしております。引き続き組合員の皆様のお力添えを賜りますことをお願い申し上げ、御挨拶といたします。

総代会 議決事項

■通常総代会（令和6年3月27日開催）

- 第1号議案 令和6年度経常賦課金の徴収方法について
- 第2号議案 令和6年度役員報酬及び実費弁償等について
- 第3号議案 県営水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）伊那西部3期地区の施行について
- 第4号議案 令和6年度収入支出会計予算について

■臨時総代会（令和6年7月18日開催）

- 第1号議案 令和5年度事業報告、収支決算書、貸借対照表及び財産目録の承認について
- 第2号議案 賦課金の不納欠損処分について
- 第3号議案 長野県西部南箕輪土地改良区定款の一部改正について
- 第4号議案 県営かんがい排水事業伊那西部2期地区に係る土地改良区財産の譲与申請について

いずれも原案のとおり議決、承認されました。



県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 伊那西部3期地区の事業が始まります

伊那西部地区の畑地かんがい施設は、造成後30年～40年余が経過し、老朽化に起因する性能低下がみられる施設が増加しています。このため、県営事業において施設の改修・更新による長寿命化対策を行い、農業用水の安定供給と農業基盤整備を図ってまいります。

【事業概要】

事業主体	長野県
事業年度	令和6年度～令和10年度
主要工事	<ul style="list-style-type: none"> ●揚水機 ポンプ更新φ50～φ125 電気設備、配管類 建屋補修 ●畑地かんがい施設 制水弁更新φ200～φ400 空気弁更新φ25～φ75 減圧弁等更新 一式
事業費	520,000千円（計画額）



小学生が学習 ～伊那西部地区の農業用水～

西天竜用水路や伊那西部地区の畑地かんがい施設の歴史や仕組みを学ぶ「農業用水探検隊事業」が、長野県上伊那地域振興局主催で行われました。南箕輪村立南箕輪小学校4年生は10月3日と4日に実施。地域を支える農業施設に触れて、農業用水の行方に理解を深めました。

小学生は、伊那西部地区の農業用水施設を見学。第1揚水機場では、辰野町から伊那市まで南北に伸びる用水施設や、約2,500畝を超える農地に配水する揚水機場の仕組みを学び、その迫力と維持管理の大切さを学びました。

毎年、小学校では、4年生が自分たちの住む地域の河川や農業用水の行方、農業の変遷を学んでいます。地域の未来を担う児童が、農業に関心をもってもらい、将来、農業の担い手となっていただくことを期待します。



伊那西部土地改良事業のホームページをご利用ください

<http://www.ina-seibu.jp>

伊那西部の事業内容、調整池（ファームポンド）の水使用状況がご覧いただけます。

組合員の皆様へ お願い

こんな時は届出が必要です

組合員の資格等に変更があった時

- ★組合員の住所変更
- ★農地の相続
- ★農業者年金受給による経営移譲
- ★農地を宅地などへ転用
- ★農地の売買、贈与、交換等により所有権移転があった場合



「組合員資格得喪届」の提出をお願いします

※土地改良区に届出がありませんと、賦課金や送付先が従来の組合員に課されます。

農地転用したい時

農地を宅地など農地以外に転用する場合、組合員が申請手続きをし、土地改良区の意見書の交付を受けるとともに、**決済金（1㎡当たり388円）**の納付が必要です。



「農地転用等の通知及び意見書の交付願」を提出してください

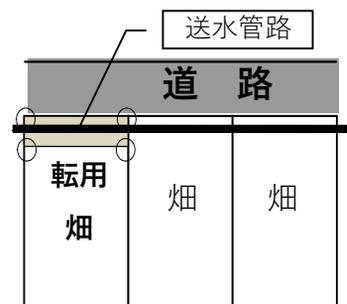
※決済金とは

農地転用によって区内農地の面積が減ると、残った受益農地（組合員）に対する土地改良施設の維持管理負担が増えてしまいます。面積減少により、他の組合員の負担が過重とならないように、土地改良受益地区から農地を除外する場合は、土地改良法第42条2項に基づき、**決済金の納入が必要**となります。

農地転用を計画している方へ

区域内の農地には、畑地かんがい施設（送水管など）を埋設しているところがあります。近年、宅地化が進む中、畑かん施設の維持保全のため、農地転用の際には埋設・設置部分に、地上権の設定登記をしていただくこととなっています。あらかじめ土地改良区と事前協議をお願いします。

事業施工時に土地所有者の了承を得て施設を埋設していますので、農地転用後も原則として施設の移設は行いません。所有権が移転した場合でも適切な送水・維持管理を続けられるようにしますので、御理解と御協力をお願いします。



経常賦課金 納入の時期となりました

『経常賦課金』の納期

令和6年度は **11月25日（月）** です。

■経常賦課金

畑・・・1, 500円（年間10a当たり）

田・・・2, 000円（年間10a当たり・補給水地域）

■納入方法

(1)口座振替（上伊那農業協同組合 口座）

(2)郵便局振込

(3)現金納付

賦課金の算定は、毎年4月1日現在の所有面積が基準となっています。組合員のみなさまに納入通知書をお届けします。賦課金は、当土地改良区施設の維持・管理をする上で必要な大切な財源です。納期までに納入いただくようお願いします。口座振替の方は口座残高の確認をお願いします。

【賦課金納入は 便利な口座振替で】

賦課金の納入は、口座振替が便利です。納め忘れもなく、安心・安全ですので、この機会に口座振替の申し込みをはいかがでしょうか。

手続きは、『貯金口座振替依頼書』に必要事項を記入し提出していただきます。貯金通帳と通帳印を御持参の上、当事務局か上伊那農協各支所までお願いします。

財務状況

【令和5年度収支決算／令和6年度収支予算】

(単位：円)

収入科目	令和5年度 決算額	令和6年度 予算額	支出科目	令和5年度 決算額	令和6年度 予算額
土地改良事業収入	6,460,098	4,260,000	土地改良事業費支出	3,927,760	5,360,000
附帯事業収入	105,000	35,000	一般管理費支出	1,569,362	2,804,000
特定資産運用収入	9,854	10,000	土地改良事業負担金	2,910,000	3,330,000
補助金等収入	1,600,000	1,600,000	特定資産積立支出	3,127,457	1,000,000
雑収入	35,901	33,000	雑支出	0	70,000
特定資産取崩収入	-	2,762,000	繰越金	4,689,693	1,000,000
繰越金	8,013,419	5,000,000	予備費	0	136,000
収入合計	16,224,272	13,700,000	支出合計	16,224,272	13,700,000

【財産目録】

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		2. 固定資産	
1. 流動資産		基本財産	0
現金及び預金	4,689,693	特定財産	192,024,580
未収賦課金等	45,785	その他固定資産	1,061,626
前払金	5,873,580	固定資産合計	193,086,206
流動資産合計	10,609,058		
資産合計	203,695,264	II 負債の部	0
		III 正味資産の部	203,695,264